

V 海上システムにおける航空貨物取扱の廃止

2014年10月21日

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



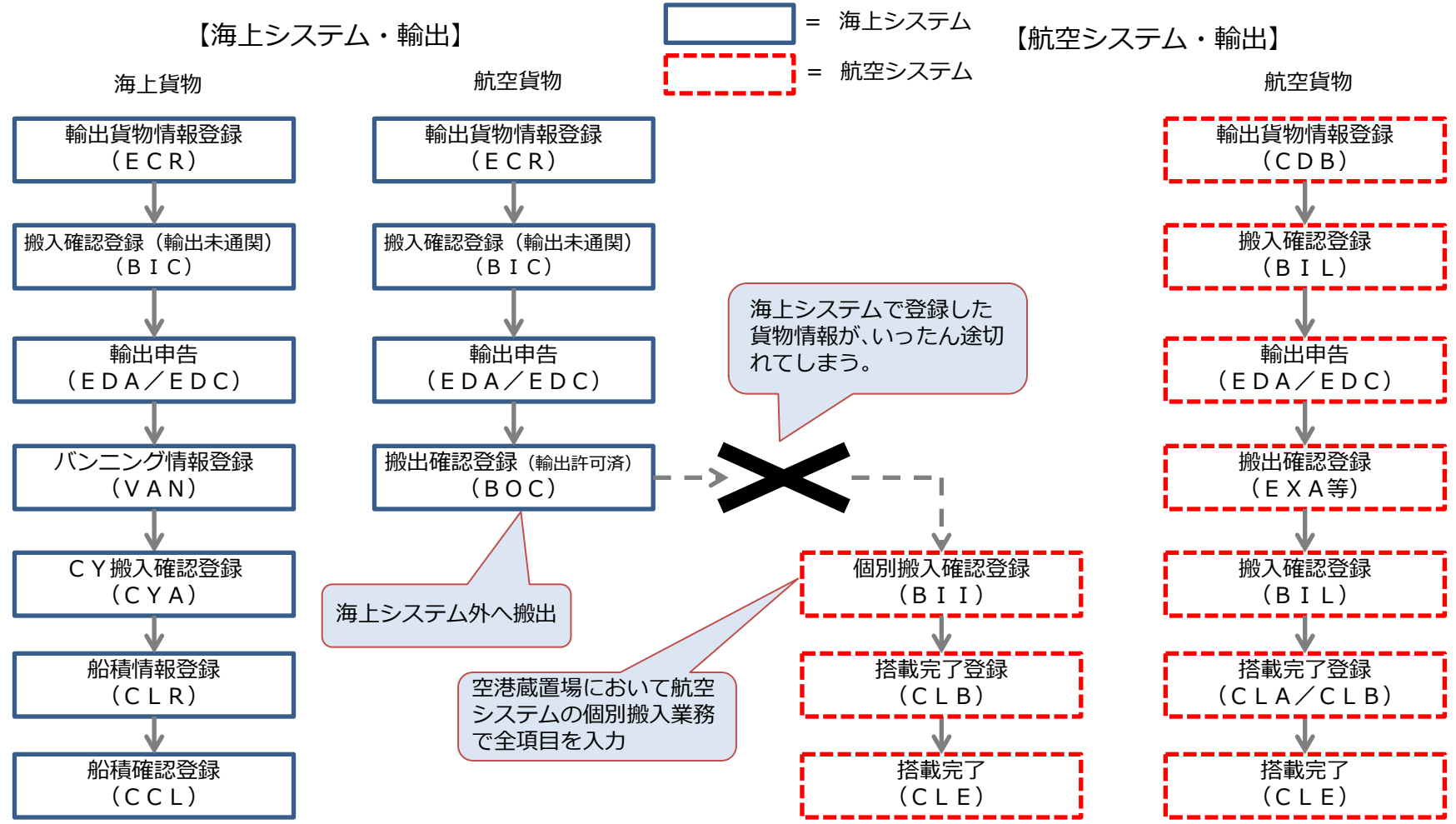
1. 海上システムにおける航空貨物の取扱いについて

第2回合同WGにおいて提案した「海上・航空貨物情報連携の考え方」に対し、WG委員から提出された意見等を基に検討した結果、「海上システムにおける航空貨物の取扱いについて」は、以下のとおり見直しを行う。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	海上システムにおける航空貨物の取扱いについて
2. 現行仕様	<ul style="list-style-type: none">・航空システムでは航空貨物のみ取り扱いであるのに対して、海上システムでは海上貨物及び航空貨物の取り扱いが可能である。・海上システムでは、航空貨物を登録して輸出入申告まで行うことが可能である。
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	<ul style="list-style-type: none">・NACCSは、上流～下流まで一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであり、航空貨物を海上システムで処理する結果、一連の流れの中で貨物情報の分断が発生するため、本来のメリットが損なわれる状況となっている（航空貨物は航空システムで、海上貨物は海上システムで一貫処理することによって、本来のメリットが享受できる。）・現在、航空システムを導入していない空港地区において航空システムを導入することによって、電子化がより一層進展するとともに事務の効率化やペーパーレス化を図ることができる。・現行システムは、海上システムにおいても航空貨物の取扱いを可能とするために、その輸入申告業務等において付加的な機能を必要としており、開発コストの負担増を招いている。
4. 次期仕様	<p>① 海上システムで航空貨物を扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することとする。</p> <p>② イレギュラーケースである以下の2ケースについては、情報の継続性を確保することとし、必要な機能追加を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">・当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合・船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合
5. その他	

2. 輸出貨物における問題点等の整理

海上システムで航空貨物を登録し輸出許可まで受けた後、空港蔵置場に向けて保税運送し、空港で搭載業務を行う場合、搭載蔵置場ではシステム外からの搬入扱いとなる。システム外搬入業務による航空システムへの入力作業が必要のため、誤入力のおそれがあるとともに、搬入時の登録作業に時間を要するなど、システムのメリットが十分に活かされていない。

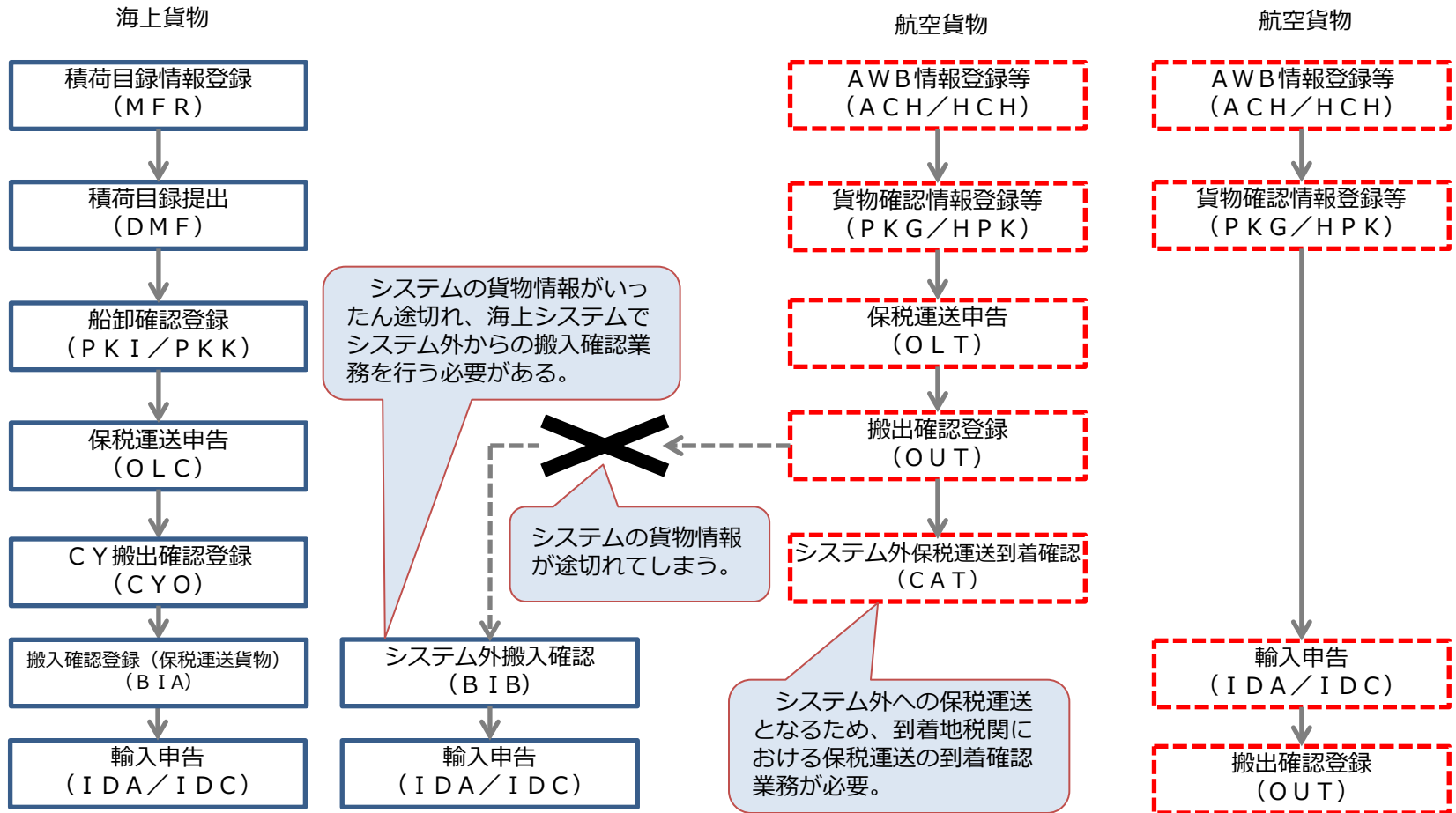


3. 輸入貨物における問題点等の整理

航空貨物として到着し航空システムで貨物情報登録をした後、空港外の蔵置場に向けて保税運送し、輸入通関・許可を受ける場合、海上蔵置場ではシステム外からの搬入扱いとなる。海上システムでは、システム外搬入確認業務による入力作業が必要となるため、誤入力のおそれがあるとともに、搬入時の登録作業に時間を要するなど、システムのメリットが十分に活かされていない。

【海上システム・輸入】

【航空システム・輸入】

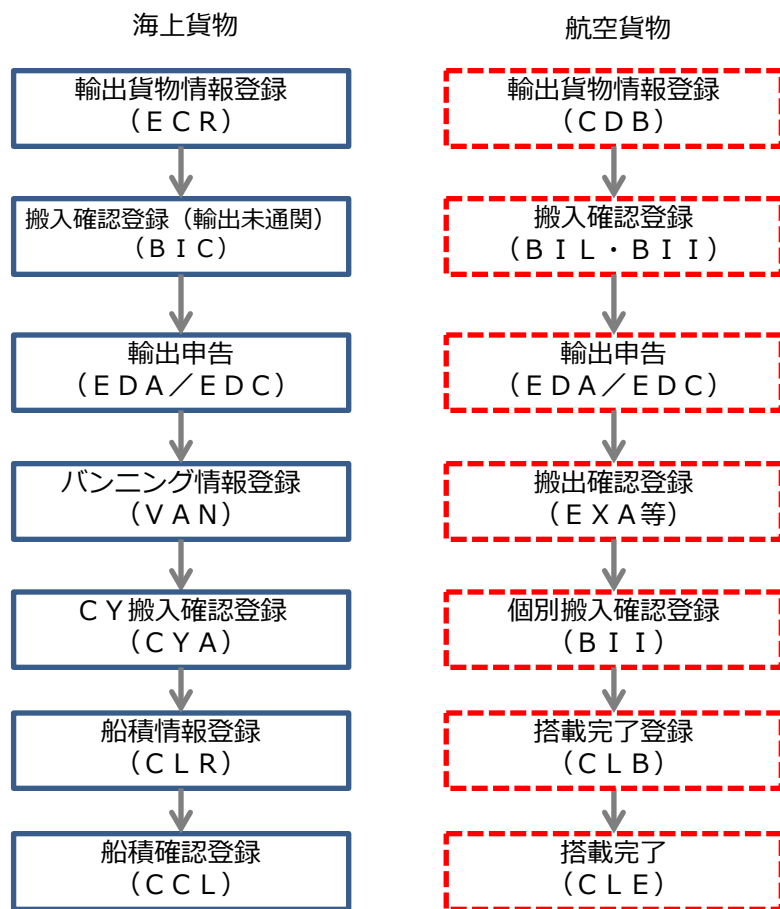


4. 次期NACCSにおける海上・航空貨物情報連携の方針（案）

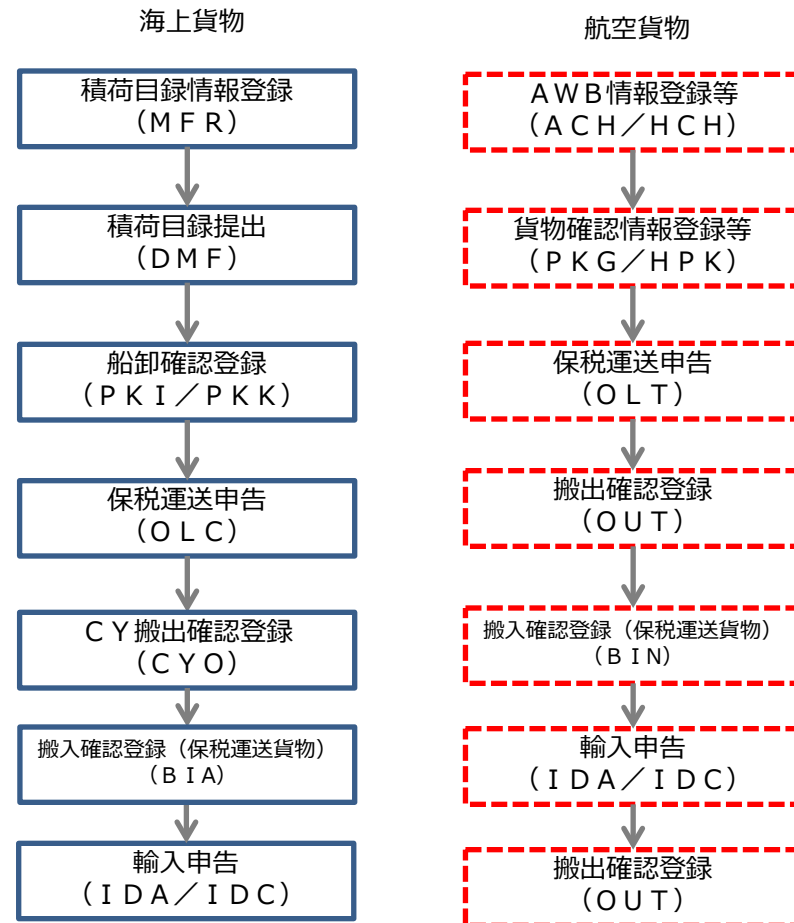
海上システムにおける航空貨物の取り扱いを廃止し、航空貨物は航空システム、海上貨物は海上システムで処理する。

⇒ このため、現在、海上システムで航空貨物を扱っている利用者は、輸出入に関する業務を航空システムで実施するための対応が必要となる。

【輸出】



【輸入】



5. 基本方針案にかかる仕様変更（案）

前記4. 海上・航空貨物情報連携の方針（案）に沿って、以下の業務において航空貨物にかかる情報の入出力の仕様変更を実施する。

業務コード	業務名	業務コード	業務名
	(輸出業務)		(輸入業務)
E C R	輸出貨物情報登録	B I B	システム外搬入確認
E C R 1 1	輸出貨物情報登録呼出し	C Y B	システム外C Y搬入確認
B I E	システム外搬入確認	C Y B 0 1	システム外C Y搬入確認
B I F	輸出貨物情報訂正	C Y D	システム外C Y搬入確認
B I F 1 1	輸出貨物情報訂正呼出し	C Y D 0 1	システム外C Y搬入確認
R C R	積戻貨物情報登録	C Y E	システム外C Y搬入確認
I E C	輸出貨物搬入予定照会	S A I	輸入貨物情報訂正
E D A	輸出申告事項登録	S C R	簡易貨物情報登録
E D A 0 1	輸入申告変更事項登録	I D A	輸入申告事項登録
E A A	輸出許可内容変更申請事項登録	I D A 0 1	輸入申告変更事項登録
P A E	許可・承認等情報登録	I I D	輸入申告等照会
U E A	別送品輸出申告事項登録	M W A	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録
U A A	別送品輸出許可内容変更申請事項登録	M W A 0 1	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録
	(輸出入共通業務)		
I C G	貨物情報照会		

6. イレギュラーケースへの対応

航空貨物は航空システム、海上貨物は海上システムで処理することが大前提となるものの、イレギュラーケースである以下の2ケースについては、システムにおける連携機能を提供し、利便性を向上させる。

【イレギュラーケース①】

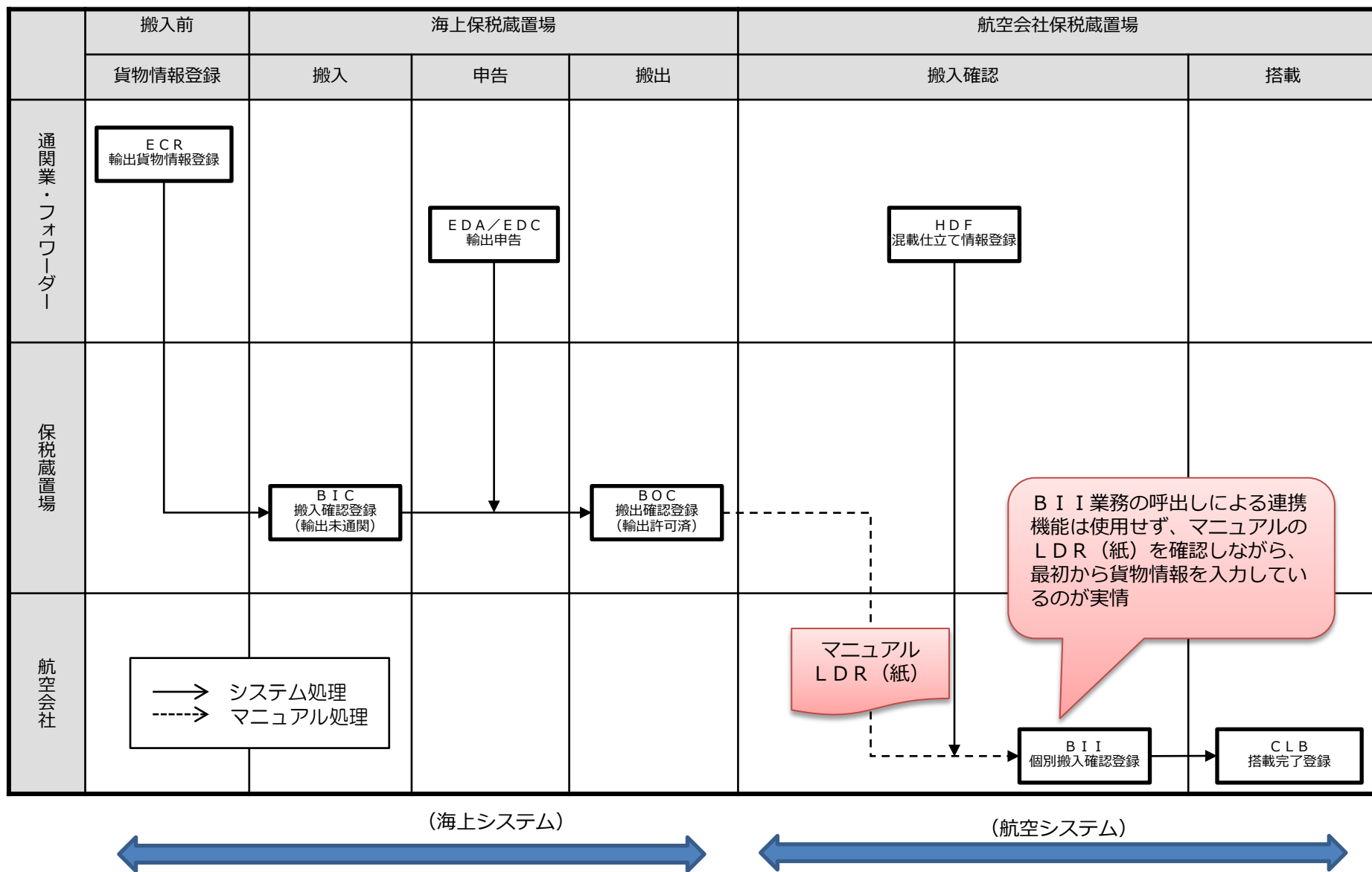
当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合

【イレギュラーケース②】

船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合

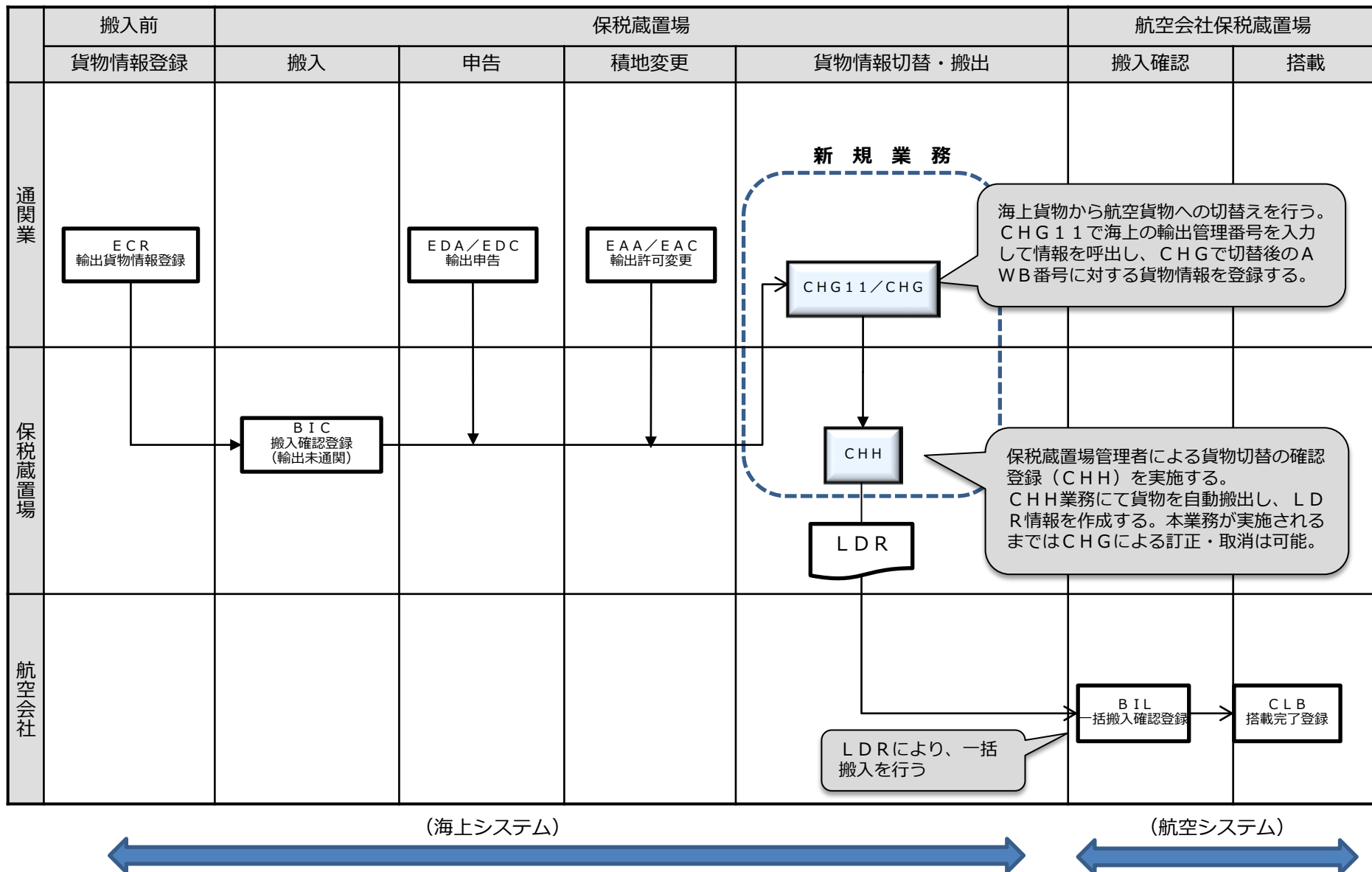
7. イレギュラーケース① 〈現行フロー〉

当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合



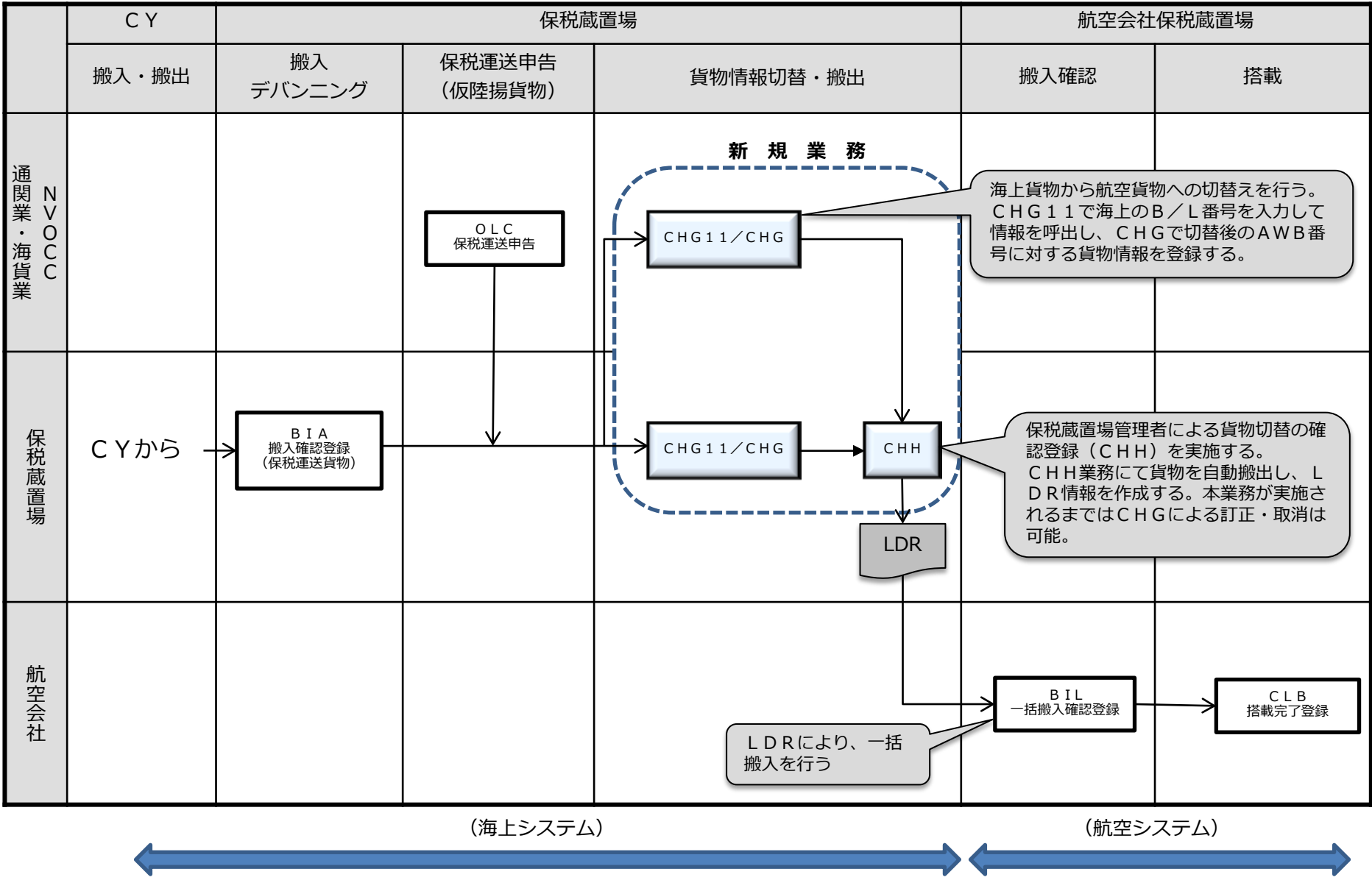
8. イレギュラーケース① 〈次期フロー〉

第6次NACCSでは、海上貨物から航空貨物への切替え及び搬出等を可能とする連携業務を新設する。



10. イレギュラーケース② 〈次期フロー〉

第6次NACCSでは、海上貨物から航空貨物への切替え及び搬出等を可能とする連携業務を新設する。



11. 新規業務の概要

業務コード	主 な 機 能	入力者
CHG11 (貨物情報切替登録呼出し)	<p>①新規登録時の呼出し 海上貨物（輸出管理番号）から切替後の航空貨物に必要な情報（個数、重量等）を呼び出す。</p> <p>②訂正・取消の呼出し CHG業務にて登録した航空貨物（AWB番号）を入力して、情報を呼出す。</p>	保税蔵置場 通関業 海貨業 NVOCC
CHG (貨物情報切替登録)	<p>①新規登録 輸出管理番号と切替後の航空貨物の情報を入力し、航空貨物情報を作成する。なお、航空貨物情報作成後は、海上貨物に対する業務更新を不可とし、航空貨物については『一括搬入確認登録（BIL01）』業務が実施されるまで業務更新を不可とする。</p> <p>②訂正 CHG業務にて登録された航空貨物情報を入力し、航空貨物情報を更新する。なお、CHH業務が実施されるまでの間は訂正を可能とする。</p> <p>③取消 輸出管理番号とCHG業務にて登録したAWB番号を入力し、航空貨物情報を削除する。なお、入力された海上貨物はCHG業務実施前の状態に戻し、CHH業務が実施されるまでの間は取消を可能とする。</p>	保税蔵置場 通関業 海貨業 NVOCC
CHH (貨物情報切替確認情報)	CHG業務にて登録された情報を確認した旨を登録する。 航空貨物情報についてはLDR情報を出力し、貨物の搬出を行う。 また、CHH業務を契機にCHG業務での訂正・取消を実施不可として、海上貨物情報を削除する。	保税蔵置場